

深夜に運行する路線に関する規程の一部を改正する規程を公布する。

平成29年3月17日

京都市公営企業管理者  
交通局長 山本 耕治

京都市交通局管理規程第4号

深夜に運行する路線に関する規程の一部を改正する規程

深夜に運行する路線に関する規程の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

第2条 削除

別表第1中

「

MN205号	京都駅前 ～ 烏丸北大路	西大路四条, 西ノ京円町
--------	--------------	--------------

」

を

「

MN205号	京都駅前 ～ 烏丸北大路	西大路四条, 西ノ京円町
MN205～ MN204号	京都駅前 ～ 錦林車庫前	西大路四条, 西ノ京円町, 烏丸北大路, 高野

」

に改める。

別表第2第3号を同表第4号とし、同表第2号の次に次の1号を加える。

(3) MN205～MN204号系統

	錦林車庫前
京都駅前	460円

附 則

この規程は、平成29年3月18日から施行する。

(交通局営業推進室)